様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあいしーそふと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アイシーソフト  （ふりがな）おぐら　ゆうき  （法人の場合）代表者の氏名 小倉　有貴  住所　〒460-0003  愛知県 名古屋市中区 錦２丁目２番２号  法人番号　7180001053989  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社HPによる公表  　https://www.icsoft.jp/dx  　２．アイシーソフトの経営ビジョン  ３．DXとアイシーソフトのビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　弊社は、デジタル技術を競争力維持と強化の鍵と見なしています。高品質なサービス・製品を常に提供することを目的とした「アイシーソフト品質」というコンセプトを強調しています。また、技術革新をリードするために優れた技術力を持つ人材を重視しています。  ITによる産業構造の急激な変化が進むなかデジタル技術の活用度合により企業間格差が発生している現状です。このような状況に対しAI、クラウドコンピューティング、IoTなどの技術を活用し、データに基づく意思決定、コスト効率と柔軟性の向上、クラウドインフラへの移行、データ保護の徹底を推進しています。  また、価格競争とシステム開発の海外アウトソーシングが拡大する中、社員の技術研修とキャリアアップ支援を行い高品質な製品・サービスの提供を目指しオフショアアウトソーシングへ対抗します。  また人口減による国内労働力の高齢化と若年技術者の減少という状況において、多様な人材の採用、多様性と包摂性の強化、AIや機械学習、RPAの利用による労働力不足対策と作業効率化を行い、持続可能で常に技術革新をリードする未来志向の企業を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関の決定に基づいていることの説明 デジタル技術の活用方法および、自社におけるDX方針について、取締役会にて承認を得た内容である。  また、自社ホームページでの公表についても許可済みである。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社HPによる公表  　https://www.icsoft.jp/dx  　４．アイシーソフトのDX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　業務に以下のデータ活用を組み込んでいます。  データを活用したDX戦略の一環として、CRMとSFAデータから分析した顧客ニーズやトレンドを活用した経営戦略と、迅速な案件情報確認と人材の効率的運用を実現。  プログラムソースをクラウド上にライブラリ化し生成AIの活用により製品の品質向上に活用。  製品ログデータとサポートケースを活用したサービスの品質維持と向上を図っています。  従業員のスキルセットデータに基づいた研修プログラムを策定、LMSによる社員の学習管理。  作業実績データからプロジェクト見積りとスケジュールの適正化を実施し、次プロジェクトの効率を向上。  バックオフィスにて人事労務システム導入とRPAによる業務自動化、AIボットによる問い合わせ対応を行実施、業務効率化を推進。  今後はこの効率化を活かしたIT顧問サービスをお客様に提供し、自動化やAIの活用をコンサルティング業務にも拡大しています。  これらの取り組みは、クラウドサービス（Microsoft 365）を全社員が利用可能とし、ゼロトラストモデルを採用したセキュリティシステムにより支えられています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関の決定に基づいていることの説明 デジタル技術の活用方法および、自社におけるDX方針について、取締役会にて承認を得た内容である。  また、自社ホームページでの公表についても許可済みである。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組み  　５．アイシーソフトのDX戦略を支える体制 | | 記載内容抜粋 | ①　DX成功のために、以下の体制を整備しております。  代表取締役社長の直下にDX推進の専任者を配置（DX推進チーム）。今後は多様なスキルを持つメンバーを採用しチームの拡大を目指します。  デジタルスキル研修を全従業員に提供し、デジタル変革への理解を促しています。またデジタル資格の取得を推進し人材の育成を実施します。  採用戦略として、D&Iを推進、リモートワーク等フレキシブルな勤務形態を導入、採用プラットフォームを活用した人材の確保を実施。従業員に対しても、技術的なスキルやプロジェクトへの貢献に基づくインセンティブを導入し、モチベーションの維持を図ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組み  　６．アイシーソフトのITシステム・デジタル技術活用環境の整備 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略を効率的かつ効果的に進め、組織のデジタル変革を加速させるために、以下の環境整備を行っています。  BIツールやAIを用いた顧客管理や営業支援データ管理と分析  サービスの品質維持のためのDevOps導入  業務プロセスの改善や多様な勤務形態に対応するためのクラウドサービスの活用  BCP対策の一環とあらゆる場所からデータ共有可能とするクラウドインフラの導入  データとアプリケーションを保護し、不正アクセスを防止するセキュリティの強化  チーム間コミュニケーションの効率化のためのコラボレーションツール導入  また、DX推進の戦略的優先順位は「高」と定め継続的な投資を行います。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社HPによる公表  　https://www.icsoft.jp/dx  　７．取り組みの成果指標 | | 記載内容抜粋 | ①　2027年度までの戦略KPIを設定しています  DX戦略　達成目標  CRM、SFAデータの分析、および可視化達成率 ：100 ％  プログラム生成AI活用社員の割合：100 ％  有償を含めたeラーニングが利用可能な環境づくり：達成  AIやIoTなどの技術を導入・活用しているプロジェクトの割合率：20%上昇/年  体制整備　達成目標  新規技術者採用数：2人/年  技術者のスキル向上による資格取得件数：1件/月  取り組みの達成度を確認する場の設定  定例のチームミーテイングでDXプロジェクトの進捗を共有し、目標に対する達成度を報告。  インタラクティブなダッシュボードを構築して、プロジェクトのKPIを可視化。内部レポーティングシステムを通じて定期的なレポートを作成し、達成度を分析。  幹部と従業員との定期的な 1 on 1 を実施し、学習進捗やDX適応度を確認。DXに対する理解度や適用度を評価するための自己評価アンケート実施。  経営陣とDX推進チームによる、四半期ごとのコミュニケーションを実施し、DX進捗状況と評価を実施。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年12月10日 | | 発信方法 | ①　代表者からのメッセージ  　自社HPによる公表  　https://www.icsoft.jp/  　代表者からメッセージ　部分 | | 発信内容 | ①　DX戦略の推進状況として以下を発信しています。  弊社はDX戦略の取り組みとして、CRMやSFAデータを基に顧客ニーズの分析によるデータドリブン経営の実現、クラウドサービスによる柔軟でスケーラブルなインフラを構築しデータの収集、保管、処理の効率化等を現在行っています。  今後は、これらの基盤を活かし、AIやRPAを利活用することでコンサルティング、開発、バックオフィス業務を効率化、コスト削減を目指します。DXによって生み出されたコストは更にDXに再投資することで、持続的なイノベーションを促進します。  さらに、AIや機械学習、自動化処理の導入を通じて、労働力不足を補い、生産性を高める取り組みを行い、人口減による国内労働力の高齢化や若年技術者の減少という課題にも挑戦しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。